

福山市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市長及び福山市病院事業管理者から通知があったので、同項の規定により公表します。

2019年（令和元年）10月25日

福山市監査委員	近藤	洋児
福山市監査委員	山下	清
福山市監査委員	中安	加代子
福山市監査委員	西本	章

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

経済環境局 文化観光振興部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>観光課</p> <p>鞆の浦観光案内・市営渡船場管理業務について</p> <p>当該業務は、市営渡船場における鞆の浦観光案内業務及び管理業務を委託により実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、公益社団法人福山観光コンベンション協会と随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>支出に当たっては、契約書に基づき適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2018年（平成30年）8月分以降、契約書に基づき適正に処理している。</p>

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

経済環境局 環境部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>環境啓発課</p> <p>エコネットワークふくやま負担金について 当該負担金は、環境意識の高揚を図ることを目的としてごみの減量化や環境に配慮した行動を促進するための事業を市民、事業者との協働により実施するエコでえ〜こと実行委員会の運営経費を負担するものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>支出負担行為の整理に当たっては、福山市予算規則を遵守されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2019年度（令和元年度）の事業実施に当たっては、福山市予算規則に基づき、請求日（2019年（令和元年）6月18日）で支出負担行為を行った。</p>

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 まちづくり推進部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>青少年・女性活躍推進課</p> <p>男女共同参画センターの管理について</p> <p>当該業務は、土曜日、日曜日及び祝日並びに夜間における男女共同参画センターの管理を、委託により実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、公益社団法人福山市シルバー人材センターと随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>業務執行及び支出負担行為の整理に当たっては、福山市予算規則を遵守されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2019年度（令和元年度）、委託契約を締結するに当たり財政課へ合議を行った。支出命令書の検収欄の押印については、4月分より検査員の押印としている。委託料については、請求から30日以内の支払いを行っている。</p>

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

市民病院 医療支援センター

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>地域医療連携課（広報室）</p> <p>福山市民病院広報誌「ばら」等配送業務について</p> <p>当該業務は、福山市民病院発行の広報誌「ばら」等の集荷、配送等を委託により実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、見積り合わせによる随意契約で実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>予定価格の設定に当たっては、福山市民病院契約規程が準用する福山市契約規則を遵守されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>指摘事項を受け、当該業務内容を精査し、2019年度（令和元年度）から業務の実施方法を改めた。</p>